

知って使おう インターネット

もはや日々の生活には欠かせない存在となったインターネット。便利な反面、多くの問題があることも指摘されています。今回はインターネット上の人権問題について特集します。



まずはインターネットの用語を知ろう



⇒ インターネットとは

コンピューターによるネットワーク同士を結びつけて、相互にデータ（情報）の送受信を可能とすることで、世界的な規模で電子メールの送受信やホームページの閲覧などができるようにした仕組みです。

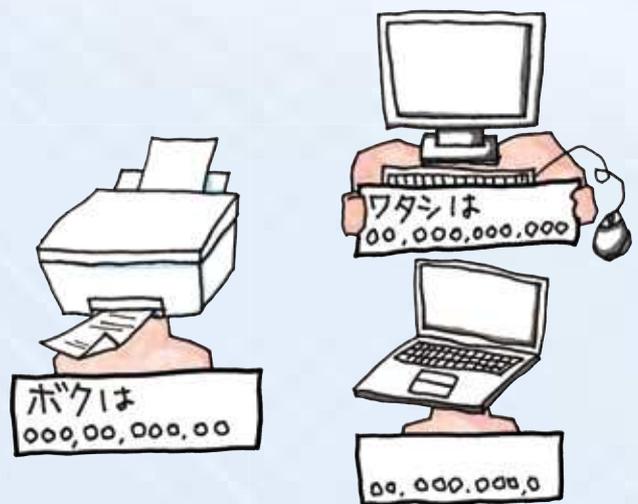
コンピューター同士やプリンターなどの周辺機器を結んでデータをやりとりしたり、印刷などの操作をする仕組みを「ネットワーク」と呼びます。このネットワーク同士を結びつけるという意味の「インター・ネットワーク」という言葉からこの名で呼ばれています。

⇒ インターネットを利用するには

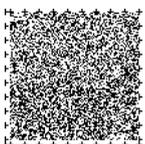
インターネットに接続しているネットワークにコンピューターを接続することが必要で、一般的には、インターネット・サービス・プロバイダー（略称：プロバイダー）と契約してインターネットに接続します。各プロバイダーは、自ら電気通信回線を設置したり電気通信回線事業者を利用してインターネットに接続します。

⇒ IPアドレスとは

ネットワークに接続する各機器に割り振られた、4組*の0～255の数字です。この数字を住所（アドレス）になぞらえて「IP（インターネット・プロトコル）アドレス」、または「ネットワーク・アドレス」と呼びます。（4組*：6組の場合もあります）



IPアドレスはICANNというアメリカの法人により管理され、各プロバイダーごとに決まっています。各プロバイダーは、利用者が接続するごとに手持ちのIPアドレスを各利用者に割り振り、各利用者はそのIPアドレスでインターネットを利用します。



⇒ドメイン名とは

鳥取県のホームページ www.pref.tottori.lg.jp のように、コンピューターやネットワークなどを表す名前です。ドメイン名を入力すると、DNS（ドメイン・ネーム・システム）により対応するIPアドレス（数字の列）に変換されて、ネットワークなどに接続することができます。

ドメイン名はIPアドレスと同様に世界的にはICANNが管理します。そのうち、〇〇.jp という「.jp」がついて日本で用いられるドメイン名は、JPRS（株式会社日本レジストリサービス）が管理しています。

⇒ホームページとは

WWWシステム*により作られたドキュメント（文章や映像などの記録）をウェブページといいます。ウェブページをひとまとまりにしたものがウェブサイトです。各ウェブサイト全体、または各ウェブサイトの最初のウェブページをホームページといいます。

WWWシステム*：ドキュメント表示などを「マークアップ言語」と呼ばれる方法で作成します。この際に各ドキュメントを「リンク」と呼ばれる方法で結びつけることができ、この結びつきが蜘蛛の巣状になることから、ウェブ（web：蜘蛛の巣）と呼ばれています。WWWはWorld Wide Webの略です。

ウェブページを見るときには、IE（インターネット・エクスプローラー）など、ウェブブラウザと呼ばれるソフトウェアを使います。

⇒電子掲示板(BBS: Bulletin Board System)とは

誰でも自由に文章や写真を投稿でき、その内容が一覧として表示されるウェブページです。ウェブページを管理する人以外でも掲示板を開設でき、各掲示板のテーマなどは開設した人が設定します。

⇒ブログ (blog) とは

日記のような感覚で、比較的短い周期で内容を更新していくウェブサイトです。

ウェブと、ログ（log、記録、日誌）の2語を合わせて「ウェブログ(weblog)」という言葉ができ、それを略してブログとなりました。

⇒ツイッター (Twitter) とは

写真などがなく、150字程度の短い文章のみでできているブログを「ミニブログ」と言います。

代表的なものがツイッターで、英語では「鳥のさえずり、ぺちやくちゃしゃべる」という意味です。自分専用のウェブページに1回140字以内で書き込むことができ、その書き込みを「ツイート」といいます。

他の利用者のツイートを自分のウェブページに表示させることができ、これを「フォロー」といい、フォローしている人のことを「フォロワー」といいます。



八頭町立八東小学校のPTA学習会より

⇒ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)とは

個人のつながりを支援する、会員制のウェブサイトを一般的にソーシャル・ネットワーク・サービスと呼びます。自分のプロフィールや写真を会員向けに公開したり、メールアドレスを示さずに別の会員にメッセージを送ることができます。

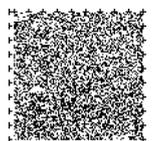
会員のうちの特定の人を「友人」として登録することができ、写真や日記など特定の内容を「友人」だけに公開することも可能です。

⇒ライン (LINE) とは

2011年（平成23年）6月に日本でサービスを開始したSNSで、今年1月の国内での利用者数を4100万人と発表しています。

会員同士では携帯電話のパケット通信への接続費用だけで電話をしたり、「チャット」と呼ばれる同時に多人数でのメールのやりとりができます。また「スタンプ」と呼ばれる絵文字を送ることもできます。

携帯電話で登録しますが、電話帳に登録してある他人の電話番号などの内容も自動的に登録される仕組みになっているため、電話帳の内容を登録しないようにするには一部機能を停止する設定が必要です。



インターネットの問題とその対応



人権相談を受ける人権擁護委員の國本さん。
県内では128人（平成25年4月）、全国では約1万4千人が人権擁護委員として活躍中です。

インターネットに関して各県の地方法務局など法務省の窓口寄せられた相談は、平成24年に3,639件で、そのうち人権侵害事件として救済手続きが開始されたものは671件になります。鳥取県内についてみると、相談は21件で、うち救済手続きの開始が5件です。

法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員として、また鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員として、インターネットにおける人権問題に取り組んでいる今度珠美さんにお話を伺いました。



人権擁護委員
鳥取県ケータイ・
インターネット教育推進員
今度 しまど
珠美 たまみ
さん

※スマホの使い方には十分留意を

スマートフォンの普及に伴って、インターネットに関する相談も増えているように感じます。ある高校の1年生に調査したところ、携帯電話を持っている人のうちスマートフォンの割合は去年は4割くらいでしたが、今年は9割になっていました。

スマートフォンは携帯電話というより、インターネットに接続できる高性能のパソコンです。パソコンと同様に、ウイルスに感染しないように対策ソフトを使うなど、配慮が必要です。

インターネットについての相談は、小学生に関わるものもあります。保護者の方も「子どものほうがよく知っているから」と子ども任せにすることなく、しっかりとみていてください。

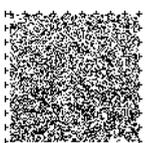
インターネットでは人の目を気にすることなく書き込みなどができ、また他人が書き込みを見ている場面を目にすることもほとんどありません。そのため安易に書き込みをしがちです。

人権擁護委員とは

市町村長の推薦を受け、弁護士会などの意見を聞いた上で、法律に基づいて法務大臣が委嘱します。人権が侵害された事件については、調査などを行い、法務大臣への報告や関係機関への勧告などを行っています。



委員のバッジ



⇒ 名誉毀損で懲役刑も

愛知県内の被差別部落の地名や地図、写真を掲載し、部落内の工場について、「捕まったら肉骨粉にされる」と記述したウェブサイトがありました。

ウェブサイトは名古屋法務局の依頼により2度削除されました。サイトを作成した若者は名誉毀損で告訴されました。

裁判で被告は「差別意識はなく、反響が大きかったので図に乗ってしまった」と反省を表して、執行猶予にはなったものの、「差別された人の心の痛みを勘案すべき」とした求刑どおりの懲役1年の刑が科せられました。

⇒ 取り返せない情報・写真

インターネットの書き込みや写真といったデータはデジタルのデータであるため、簡単に複製・保存することができます。ほんの数分間だけの投稿でも瞬間に拡散したいじめの動画もあります。

またインターネット上からは削除されたように見えても、誰かがパソコンに保存していれば、再びネット上に出てくる可能性もあります。書いたり載せたりした人が取り消したいと思っても、完全に削除することはほとんど不可能です。



⇒ ネットのいじめには現実が関係

インターネットでのいじめには、必ず現実のいじめが関係しています。現実のいじめとは逆に、いじめられている側がインターネット上ではいじめられる側に回ることもあります。また、保護者同士の人間関係が反映していることもあります。

⇒ 問題あればプロバイダーに削除依頼

プライバシーなど自分の権利が侵害されている場合は、まず問題のあるウェブページなどを削除することが必要です。権利侵害などがある場合は「プロバイダ責任制限法」に基づいてプロバイダーにウェブページなどの削除を依頼することができます。

法律に基づいて作成されたガイドラインでは、①掲載されている場所、②掲載されている情報、③侵害された権利・その理由などをプロバイダーに示してウェブページの送信停止を依頼することとしています。

⇒ 発信者情報の請求も可能

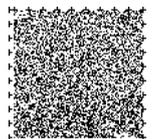
さらに権利を侵害された人が損害賠償請求をするため、プロバイダーに対して、ウェブページを作成した発信者の氏名や住所、電子メールアドレス、また侵害情報に関するIPアドレスや携帯電話からの利用者識別符号など、発信者に関する情報を開示するよう請求することができます。

⇒ 法務局による削除依頼も

権利侵害をしているウェブページの削除依頼は、本人のほか法務局が依頼することもできます。詳しくはお住まいのある地域の法務局の窓口や人権擁護委員にご相談ください。

各地域の法務局

	局名	所在地・電話
東部	鳥取地方法務局	鳥取市東町2丁目 302番地 (電話：0857-22-2191)
中部	鳥取地方法務局 倉吉支局	倉吉市駄経寺町2丁目 15番地 (電話：0858-22-4108)
西部	鳥取地方法務局 米子支局	米子市旗ヶ崎2丁目 10番地12号 (電話：0859-22-6161)



児童の犯罪被害を防止するために

❖ 出会い系サイト以外が多散

18歳未満の児童について、警察庁の発表では、平成24年中に出会い系サイトで犯罪被害に遭った被害者は全国で218人ですが、コミュニティサイト*では1,076人と、出会い系サイト以外による被害が多くなっていて、そのほとんどが性に関する犯罪です。

県内でも、インターネットを利用し、県内の中学生に切符を送り、何百キロも離れた自宅に呼び寄せた男性が、未成年者誘拐と青少年健全育成条例違反に問われた事件が報道されています。

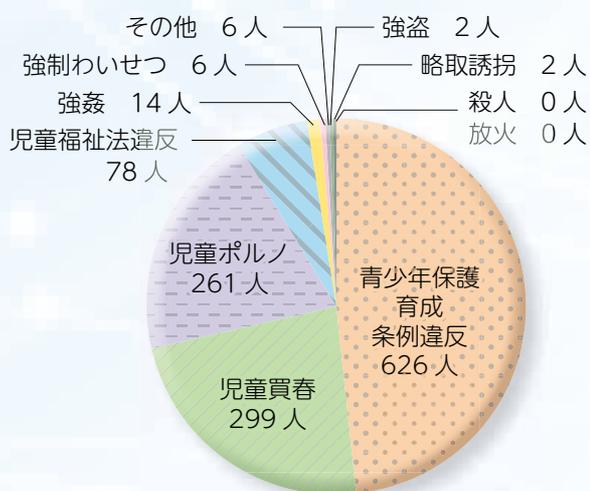
コミュニティサイト*：趣味や仕事など、同じような関心や興味を持つ人たちが、情報交換などのコミュニケーションを取ることを中心にしたウェブサイトを一般的によびます。SNSや電子掲示板など、その形態は様々です。

❖ 被害者の半散は15歳以下

被害者1,294人のうち、15歳以下は635人(49%)となっています。サイトを利用した手段は携帯電話が9割弱ですが、スマートフォンの割合は上半期の1割弱から下半期には約2.5割と増加しています。

特に子どもたちの携帯電話使用にあたっては、できるだけ早い段階から、インターネットの使い方に関する教育が必要であることは言うまでもありません。

全国の被害児童数（2012年・平成24年）
（出会い系サイトとコミュニティサイトの計）



❖ 安易に使わない

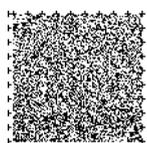
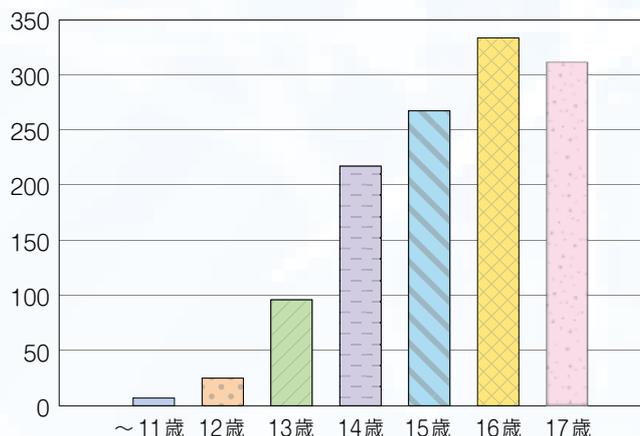
被害にあった児童への調査では、コミュニティサイトを利用した理由の4割強が「無料だから」、3割弱が「友達のすすめ」となっています。また被害の原因となったサイトへのイメージは「友達・メル友を探すサイト」が4割弱となっています。

一方で被疑者への調査では、犯行動機を「児童への性交目的」とするものが約7割で、サイトを選んだ理由は「多数の児童が登録している」が約3割、「児童とメールアドレスの交換ができるから」が2割弱となっています。

安易にサイトを使わないことが必要です。



年齢別の被害児童数（全国・女性）
（出会い系サイトとコミュニティサイトの計）



インターネット利用で注意すること

⇒ 写真の掲載は慎重に

SNSで友人に限定して写真を掲載しても、友人が他のウェブサイトに写真を掲載することもあります。

またスマートフォンを使い撮影した場合など、写真に位置情報が記録されるため、自宅の場所などが流出し、情報が悪用されることもあります。

位置情報を記録しないように設定してから撮影したり、他人の写真を載せる場合はその人の許可を得てから載せる、個人情報は載せないなど、写真の掲載には慎重な対応が必要です。

際に自分の携帯電話の電話帳などの情報を、運営会社に送信するものもあります。

規約により、得た情報を第三者に提供したり自由に利用できるとしている会社もあります。

利用登録の際に、一定の手順で電話帳情報を送らないようにすることが可能な場合もあります。利用に際しては不必要に個人情報を送らないように注意が必要です。

自宅で撮影した猫の写真が元で位置情報が流出し、思わぬトラブルにつながることもあります。



⇒ 個人情報の流出に注意

SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）や、無料通話をうたうサービス提供会社の中には、登録す

相談窓口

⇒ 犯罪被害の相談

まずはお住まいの地域の警察署に御連絡ください。24時間体制で相談にあたっています。

お住まいの地域	警察署	代表電話
鳥取市のうち旧鳥取市・福部町・国府町、岩美町	鳥取署	0857-32-0110
八頭町、若桜町	郡家署	0858-72-0110
鳥取市のうち河原町・用瀬町・佐治町、智頭町	智頭署	0858-75-0110
鳥取市のうち気高町・青谷町・鹿野町	浜村署	0857-82-0110
倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町	倉吉署	0858-26-7110
琴浦町、大山町	八橋署	0858-49-0110
米子市、南部町、日吉津村	米子署	0859-33-0110
境港市	境港署	0859-44-0110
日南町、日野町、江府町、伯耆町	黒坂署	0859-74-0110

⇒ 有料サイトの不当な請求の相談

平日には県立消費生活センターの各地域の消費生活相談室で相談を受け付けています。

土・日は西部の相談室で相談を受け付けています。県内どこからでもご利用いただけます。

	所在地	電話番号
東部	県庁第二庁舎	0857-26-7605 (平日の午前8時半～午後5時)
中部	倉吉交流プラザ	0858-22-3000 (平日の午前9時～午後5時半)
西部	米子コンベンションセンター	0859-34-2648 (平日・土・日の午前8時半～午後5時)

⇒ 全県の相談窓口（鳥取県警察）

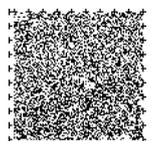
- 警察総合相談電話 ☎ # 9110（プッシュ回線専用）
☎ 0857-27-9110
- ファクシミリ110番 ☎ 0120-857-110
- メール110番 ■ tottori110pipopa@view.ocn.ne.jp
- 性犯罪110番（女性の被害相談）
☎ 0857-22-7110
- 少年相談電話（ヤングテレフォン）
☎ 0857-29-0808

⇒ 有害情報の提供先

インターネットホットラインセンターがホームページで受け付けています。<http://www.internethotline.jp/>

必要に応じて、プロバイダーや電子掲示板の管理者等に対して削除などの対応を依頼します。

また情報の内容に応じて、関係機関に情報提供することもあります。



ケータイ・インターネットについて 学びませんか?



鳥取県では、広く県民の皆様を対象としてインターネットへのよりよい接し方についての啓発を推進するために、「鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員」を学校や地域で開催される学習会へ講師として派遣しています。

講師の派遣費用（報酬・旅費）は鳥取県がお支払いしますので、ご活用ください。

内 容

次のような内容の研修を行っています。

- ・ケータイ（スマホ）・インターネット・ゲームの現状と課題
- ・ネット社会における子どもたちの心と身体の健康
- ・家庭や地域でできる取り組み
- ・ネットトラブルの対処方法
- ・メディアとのより良い接し方

※詳細は申込書の希望講演内容にご記入ください。

講演会の実施

現在の研修の例は次のとおりです。

- ・保育所・幼稚園～高校の保護者・PTA研修会
- ・地域や公民館で開催される各種研修会
- ・企業の従業員研修会
- ・児童生徒対象の学習や講演

お申し込み方法

鳥取県からの委託を受けたNPO法人子ども未来ネットワークにお申し込みください。

指定の申込書をFAX又はメールにて送信していただくか、下記ホームページから入力フォームにてお申し込みください。御希望の内容や場所などに応じて、登録された講師の中から派遣します。

※申込用紙は下記ホームページよりダウンロードできます。また、電話でFAX番号をお知らせいただければ送信します。

NPO法人 子ども未来ネットワーク

倉吉市湊町 454-12

TEL 0858-22-1960 ・ FAX 0858-27-0271

電子メール media@kodomomirai.kirara.st

ホームページ <http://kodomomirai.kirara.st>

様々なインターネットでのトラブルの相談の経験があり、現在は警察庁の委託を受けたインターネット・ホットラインセンターのセンター長として御活躍中の吉川誠司さんをお迎えして、講演会を開催します。



入場は無料です。託児を御希望の方のみ、その旨事前申し込みをお願いします。

[日時] 平成25年

7月10日(水)

午後2時30分～4時

[場所] **ハワイアロハホール**
(東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 584)

[演題] **「インターネットの人権」**

[講師] **吉川 誠司 さん**

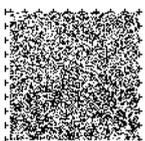
(一般財団法人インターネット協会インターネット・ホットラインセンター長)

[問い合わせ先]

鳥取県人権局人権・同和対策課

TEL 0857-26-7073,7074 FAX 0857-26-8138

電子メール jinken@pref.tottori.jp



帰国を待ちわびて



古都瑞子（洋子）さん

北朝鮮に拉致された可能性があると考えられている鳥取県出身者は、政府認定拉致被害者の松本京子さん以外にも何人かいらっしゃいます。そのお一人が日南町出身の古都 瑞子さんです。

今号では瑞子さんの弟さんで、日南町の実家にお住まいの古都 資朗さんに日南町役場でお話をお聞きしました。



ふるいち 古都 しろう 資朗さん

⇒ 積極派だった姉

姉とは4つ違いです。子どもの頃は積極的でリーダーシップを発揮し、まとめ役になることが多くありました。歌が得意でしたが、戦前なので家で歌うことはあまりありませんでした。

姉は根雨の女学校（当時）に進学して、卒業後は米子市で事務関係の仕事につきました。

⇒ いなくなった頃

姉は米子市内に住み、多忙でしたので、たまに実家に帰ってくることがあるくらいでした。その頃には旅館などで踊りや唄を披露するグループを作り、姉が依頼を受ける窓口でした。

当時「洋子」と芸名で名のついで、名刺も洋子で作っていました。拉致被害者等のポスターやパネルに2つの名前が記載されているのはそのためです。

姉は一人暮らしでしたが、旅館などからの連絡を受けるためにお手伝いの女性の方に来てもらっていました。行方不明になったとの連絡はその方からです。当初は「連絡がないだけで戻ってくるのでは」と思われたようで、実家に連絡があったのは2、3日後でした。

⇒ 突然の失踪

その方から、旅館から帰って踊りの衣装から普段着に着替えて出かけたらしい、と聞きました。いなくなったのは1977（昭和52）年11月14日です。年末年始を控えて多くの旅館に出演の約束をしていたので、おことわりの電話をしてまわりました。

その頃、鼻の調子が悪かったと記憶していますが、そのため東京で検査を受ける予定でした。16日の寝台列車を予約していましたが、切符はそのまま姉の家に残されていました。

警察にも了解を得て、親戚の協力を得て姉の行方を探しました。母は心配だったはずですが、警察や親戚とのやりとりの時などは、気丈に振る舞っていました。

⇒ 捜索は親戚が協力

母の兄弟を始め親戚が協力してくれて、時には十数人で探したこともあります。「この川あたりにはいるのではないか」と言われて川の周辺を探したり、殺されて埋められているのではと考えて、こんもりとした所を掘り返したりしました。今思うと全く無駄なことでした。

母は当時70歳に近く、姉を探しに出ることはできませんので、お茶や食事の準備などをして親戚が戻ってくるのを待っていました。

⇒ 報道がきっかけ

2002（平成14）年、小泉総理（当時）が北朝鮮を訪問してニュースになりました。新聞で拉致被害者のことが大きく報道され、その中で横田めぐみさんの事件もありました。横田さんが拉致されたのは1977（昭和52）年11月15日で、それを見てピンとききました。姉がいなくなった日と1日違いです。

県の人権局・県議会等に連絡して様々な手続きを取り、警察も拉致事件として再捜査に乗り出しました。週刊誌に記事が載ったこともあります。



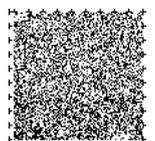
特定失踪者問題調査会が作成しているポスターより。失踪日の順で掲載していて、横田めぐみさんの隣が古都瑞子さんです。

⇒ 国への思い

家では姉のことは話しません。母も口には出しませんが、もう105歳です。早く帰ってきてもらいたいと思っています。姉は健在なら83歳になります。

姉が一日も早く帰国できるよう全力を尽くしてほしいと思います。

本稿の取材にあたり、古都資朗様並びに日南町役場の御協力をいただきました。



人に寄り添う施設として



福島県からの避難者を迎え、地域の人を交えての交流会です



高草人権福祉センター外観

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、県内には36の隣保館（社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設）が設置されています。その中の一つで、福島県からの避難者への支援も行っている、鳥取市高草^{たかくさ}人権福祉センターを訪ねて、西山所長をはじめ職員の方々にお話をお聞きしました。

高草人権福祉センターは鳥取市立高草中学校の校区を対象としていて、地域内には約3,400の世帯があります。所長と指導職員、人権福祉員2人で運営しており、隣接する児童館と連携をとり事業を行っています。

⇒ 入所・在宅介護を体験

高齢化社会を迎えて、介護が必要になった場合にどうするかは地域の皆さんの大きな関心事です。

「将来のことを考えて福祉施設を見ておきたいが、ひとりでは行きにくい」との声があり、今年度、入所する場合に備えて介護老人福祉施設の体験ツアーを行い、デイサービスを体験していただく予定です。

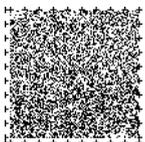
また、在宅での介護を見据えて、江山人権福祉センターと連携して、「家族介護教室」を開きます。

⇒ ふれあい喫茶

地域にひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増えつつあるので、交流と生きがいがづくりの機会を持つと、毎月1回、9時半から11時半の間に「ふれあい喫茶」を行っています。トーストとゆで卵、コーヒーのモーニングセットを出しています。コーヒーはインスタントではなくドリップでいれていて、これを100円で提供しています。

1回平均30人くらい、多いときでは40人が参加されます。材料費は利用者の払う100円でまかなっているのになかなか大変ですが、コーヒーは寄附していただくなどしてやりくりしています。

踊りを披露してくださる方など、ボランティアで参加していただく方もあり、地域で活動していただける方とのつながりの場にもなっています。



⇒ 子育て支援を連携づくりに

就学前の子と保護者の利用があります。職員が子育てに関わることで、人権福祉センターが地域の人々のつながりや交流の場になればと思っています。

⇒ 相談への対応強化

寄せられる相談は、様々な社会問題が関係する複雑な相談が多くなりました。職員も自発的に研修会に参加して資質向上に努めています。またカウンセラーや弁護士など専門家も活用しています。

福島県からの避難者への支援

⇒ きっかけは相談

一昨年8月に、福島から避難してこられた御夫婦が県営住宅の管理人と一緒に人権福祉センターに駐車場の相談に来られました。

それまでは「校区内に東日本大震災により鳥取へ避難された方があらしい」と噂を聞いていただけでしたが、この相談が震災被災者の方を支援していくきっかけとなりました。

お話しする中で仕事についてもお困りだったため、鳥取市雇用アドバイザーに連絡を取り、求人情報をいただいたことで早期に就職が決まりました。

⇒ 若い人が多い避難者

市街地に近く、県営住宅が空いていたこともあり、高草校区には福島県からの避難者が10世帯（5月末現在）いらっしやいます。ネットで調べて被災者への支援が厚い鳥取県に避難された方もあります。

子どもへの放射線の影響を心配されて避難された方など、多くが若い方です。夫が仕事のため福島県に残られた方は、二重生活をされるなど苦労されています。

⇒ 地域の人もバザーで協力

10月初旬の人権福祉センター文化祭に避難者の御家族を招待し、交流する機会を持ちました。地域の方々には自主的に「チャリティーバザーをしよう」と取り組み、多くの方から善意をいただきました。

⇒ 小学校区の方は日用品を提供

日用品をほとんど持ってこられなかった方が多く、冬を迎えるのに暖房器具もなく、子どもの入園・入学や出産を控えて困っておられた方もありました。

地域に呼びかけようと、地区の社会福祉協議会と民生児童委員連絡協議会とともに、小学校区の家庭に生活用品の提供を依頼したチラシを配布しました。

多くの家庭からストーブや衣類、乳児用品のほかお米まで様々な品々が集まり、避難者の方にお配りしました。現在でも時々、地域の方から無農薬野菜をいただいています。

⇒ 食生活改善事業が県人会へ

知り合い以外、福島県出身者同士での話す機会がなかったため、交流会を開催することにしました。センターの人権福祉員のうち1人が食生活改善推進員を兼ねていたので、交流会には食生活改善推進事業を活用しました。話し合いの中で、今後も連絡を取り合っていくと、県人会の立ち上げにつながりました。

⇒ いつでも相談に対応

避難者の方は小さなお子さんをお持ちの方も多いですが、近くに親戚がないため、病気の時など不安になります。いつでも連絡してもらい、相談にのっています。

⇒ 期限後の支援が今後の課題

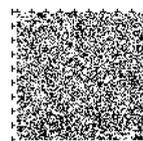
県による家賃補助は他県より長いものの、3年間までとなっています。将来にわたっての仕事の保障がない方も多く、期限が切れた後の支援が今後の課題です。

毎年7月10日～8月9日は 部落解放月間です

「同和対策事業特別措置法」が施行された昭和44（1969）年7月10日を記念して、鳥取県は翌年の昭和45（1970）年から、7月10日から8月9日を部落解放月間と定めています。

県や各市町村では、同和問題を始め人権に関する様々な講演会、行事が予定されています。

詳しくはパンフレットや鳥取県ホームページをご覧ください。



子どもが学ぶ人権学習



小学生の身近にあるものから、人権問題をグループで楽しく学びます。

(参加無料・要申し込み)

【場所】 鳥取県立人権ひろば 21・ふらっと
(鳥取市扇町 21 番地)

◆「世界を守ろう」～世界の環境問題と人権～

(小学5・6年生対象・定員10名)

【日時】 7月30日(火) 午前9時～午後4時

◆「知ってる?ユニバーサルデザイン!!」

(小学3・4年生対象・定員10名)

【日時】 8月2日(金) 午前9時～午後4時

[申し込み・問い合わせ先]

鳥取県立人権ひろば 21・ふらっと

TEL 0857-27-2010・FAX 0857-21-1714

ブラインドサッカー体験スクール

小学生と保護者がペアとなって、ガイナレの選手とともに、ブラインドサッカーを体験します。

【日時】 8月4日(日)

午後4時～4時50分



【場所】 とりぎんバードスタジアム (鳥取市蔵田)

【参加対象・定員】 小学生とその保護者 50組 (100名)

(参加無料・要申し込み (7月12日(金) 締切))

ブラインドサッカーとは：視覚障がい者が楽しめるよう、フットサルを基にルール化されたサッカーです。目隠した4人のフィールドプレイヤーと晴眼者のゴールキーパー1人でチームを組み、仲間の声を頼りに、鈴音のするボールでゴールを狙います。

[申し込み・問い合わせ先]

(株)SC鳥取 (ガイナレ運営会社)

TEL 0857-30-3033・FAX 0857-30-3034

すべての拉致被害者救出を！

拉致問題の早期解決を願う国民のつどい in 米子

鳥取県内で北朝鮮により拉致された可能性がある方々等の氏名と、拉致されたと疑われる日



上田 英司 さん
(1969年11月4日)



松本 京子 さん
(1977年10月21日)



古都 瑞子 (洋子) さん
(1977年11月14日)



矢倉 富康 さん
(1988年8月2日)

北朝鮮当局による日本人などの拉致は、人間の尊厳や基本的人権を侵害する重大な人権問題です。拉致問題への関心を高め、拉致問題の早期全面解決を促進するため、国民のつどいを開催します。

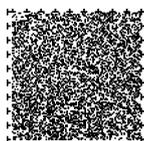
【日時】 10月28日(月) 午後 **【会場】** 米子コンベンションセンター (米子市末広町 294)

[問い合わせ先] 人権・同和対策課企画調整担当 TEL 0857-26-7590・FAX 0857-26-8138

アンケートにご協力ください！

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関する御意見・御感想をお寄せください。ホームページからでも結構です。

ホームページアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>



発行

鳥取県人権局人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

TEL : 0857-26-7110・7592 FAX : 0857-26-8138

E-mail : jinken@pref.tottori.jp <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>